

# ○倉敷市補助金等交付規則

昭和43年4月22日

規則第30号

改正 昭和45年5月18日規則第36号

昭和49年4月30日規則第44号

昭和49年7月29日規則第62号

平成10年3月17日規則第10号

## (目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行および補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 保証料補給金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務または事業をいい、「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

## (補助金等の名称等)

第3条 補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務または事業の内容および補助金等の額または率は、市長が別に定めて告示する。ただし、前条第1項第1号については、別に定めるものを除きこの限りでない。

## (補助金等の交付申請)

第4条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（ただし、契約の申込みにあつては契約に関する書類）に別に定める書類を添えて市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

## (補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要

に応じて現地を調査し、適当であると認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助金等の交付の条件）

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合は、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金等の交付の申請をした者が、前条の規定による通知を受領した場合において、当該申請に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による取消し等）

第9条 市長は、補助金等の交付の決定後天災地変その他事情の変更により、補助事業等の全部もしくは一部を継続する必要がなくなつたときまたは遂行できなくなつたとき（補助事業者等の責めに帰すべき事情によるときを除く。）は、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちで既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務または事業に対しては、別に定めるところにより補助金等を交付する。

- 3 第7条の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

（変更等の承認）

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするときまたは当該補助事業等を中止もしくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が

別に定める軽易な変更については、この限りでない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、市長が別に定めるところにより、補助事業等の実施状況を市長に報告しなければならない。

(指示)

第12条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し必要な指示をすることができる。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、その理由および補助事業等の遂行状況を記載した書類をすみやかに市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、補助事業等実績報告書に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき、精算額で交付決定を受けた補助金等については、前項の報告をすることを要しないものとする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による補助事業等実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の支払い)

第15条 市長は、前条の規定による補助金等の額の確定後、補助金等を支払うものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金等の概算払いまたは前金払いをすることができる。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による審査および調査の結果、補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業者等に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行なう補助事業等について準用する。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金等を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) この規則またはこれに基づく市長の指示に違反したとき。

(4) その他不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつたのちにおいても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しの場合に準用する。

(補助金等の返還)

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえて補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第19条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用を増加した財産のうち、市長が別に定めるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(理由の提示)

第21条 市長は、第12条第1項若しくは第2項の指示を行うとき、第16条第1項の規定

により措置の命令を行うとき又は第 17 条第 1 項の規定により補助金等の交付の決定の取消しを行うときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(倉敷市行政手続条例の適用除外)

第 22 条 補助金等の交付に関する処分については、倉敷市行政手続条例（平成 9 年倉敷市条例第 45 号）第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 43 年度の補助金等から適用する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 倉敷市農業近代化事業資金利子補給規則（昭和 42 年倉敷市規則第 73 号）

(2) 倉敷市稲作改善対策特別事業補助金交付規則（昭和 42 年倉敷市規則第 59 号）

(経過措置)

3 この規則施行前に交付され、または交付の決定もしくは事業の承認がなされた補助金等については、なお従前の例による。

4 この規則施行の際、現になされている交付申請または事業承認申請については、この規則に基づいてなされた申請とみなす。

附 則（昭和 45 年 5 月 18 日規則第 36 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 30 日規則第 44 号）

この規則は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 7 月 29 日規則第 62 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 17 日規則第 10 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。